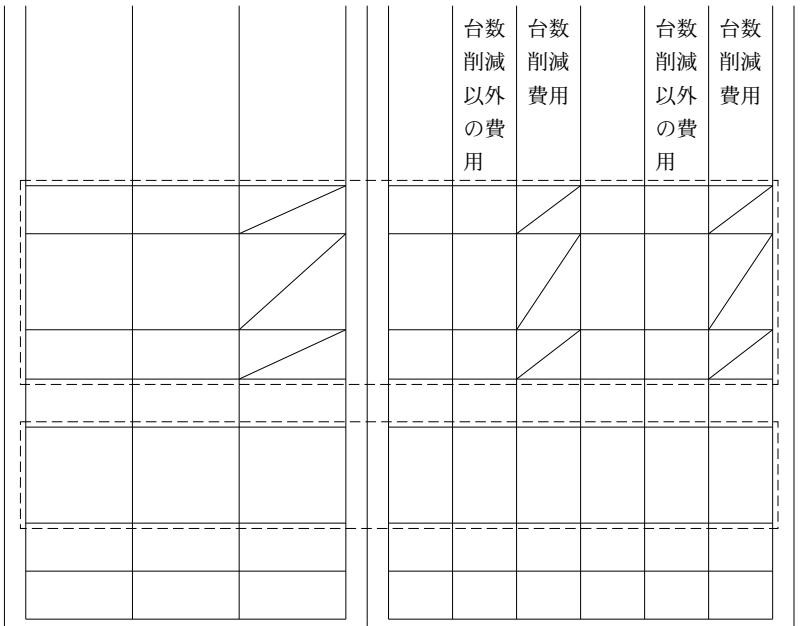


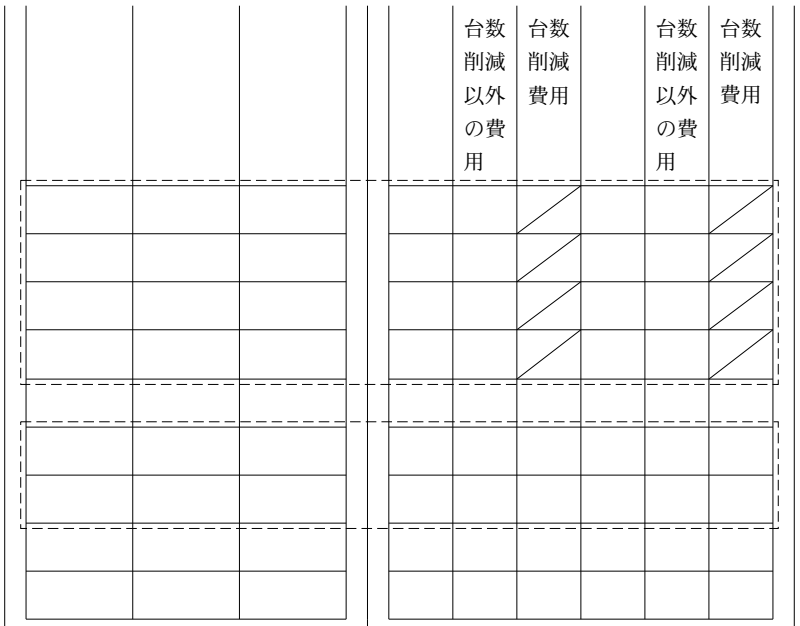
［略］

［略］

附則別表第１（附則第３条関係）

第１　対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	［略］	
	メタルケーブル	［略］
		加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの



［同上］

［同上］

附則別表第１（附則第３条関係）

第１　対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	［同左］	
	メタルケーブル	［同左］
		加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの